

世界健康安全保障イニシアティブ国内委員会について

【世界健康安全保障イニシアティブ(GHSI)国内委員会設置要綱】

1. 趣旨

新型インフルエンザや SARS 等の新興・再興感染症、ニューヨーク同時多発テロ以降世界各地で相次ぐテロリズムなど、地球規模での健康危機事例が多発し、国際連携の下での健康危機管理が求められている。こういった状況の中、国際連携による世界的な健康危機管理の向上を目的とした保健相レベルの取組である「世界健康安全保障イニシアティブ(GHSI: Global Health Security Initiative)」の重要性が高まってきている。

しかしながら、これまでの我が国の GHSI への対応は、行政官や専門家による会合への参加を中心とした散発的なものであり、国内の GHSI 関係者間の情報共有が十分になされておらず、GHSI 全体を俯瞰した上での我が国としての取組のあり方についての議論はなされてこなかった。

このため、GHSI 閣僚級会合や局長級会合等に向けて、大局的な観点で情報集約、論点整理、対処方針作成等を行うことを目的とし、「世界健康安全保障イニシアティブ国内委員会(以下、「国内委員会」という。)」を設置する。

2. 国内委員会での検討事項

国内委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)GHSI における主要な論点について
- (2)GHSI への我が国の貢献のあり方について
- (3)その他

3. 国内委員会の組織等

- (1)国内委員会は、大臣官房厚生科学課長の私的諮問会議として設置する。
- (2)国内委員会委員は、GHSI 及び健康危機管理に関し学識経験のある者のうちから、大臣官房厚生科学課長が委嘱する。
- (3)国内委員会は、大臣官房厚生科学課長が召集し、開催する。
- (4)大臣官房厚生科学課長は必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (5)国内委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (6)委員長は、会議に係る事務を総理する。
- (7)委員長が不在のときは、委員長代行(あらかじめ委員長が指名する)がその職務を代理する。
- (8)国内委員会委員の任期は1年とする。委員は再任されることができる。

4. その他

- (1)会議は原則として非公開とする。
- (2)委員長は、本設置要綱によりがたい場合が生じた時には、国内委員会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。
- (3)国内委員会の庶務は、大臣官房厚生科学課が関係課室の協力の下、処理する。

【「世界健康安全保障イニシアティブ(GHSI)国内委員会」委員リスト】

- ・ 明石 真言 独立行政法人放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター長
(厚生科学審議会健康危機管理部会委員)
- ・ 奥村 徹 佐賀大学医学部危機管理医学講座教授
- ・ 押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科教授
- ・ 倉田 毅 富山県衛生研究所長 (厚生科学審議会健康危機管理部会長)
- ・ 倉根 一郎 国立感染症研究所ウイルス第一部長
- ・ 近藤 久禎 日本医科大学救急医学科高度救命救急センター医局長
- ・ 田代 真人 国立感染症研究所ウイルス第三部長
- ・ 谷口 清州 国立感染症研究所感染症情報センター第一室長
- ・ 中島 一敏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
- ・ 中嶋 建介 国立感染症研究所国際協力室長
- ・ 村上 仁 国立国際医療センター派遣協力一課課員
- ・ 森川 茂 国立感染症研究所ウイルス第一部第一室長

(五十音順、敬称略)

世界健康安全保障イニシアティブ 国内体制図

【世界健康安全保障イニシアティブ】

【日本からの参加者】

【省内関係部局】

